

## 特定公共用地等先行取得資金

直轄・都市再生機構等事業の用地の円滑な取得推進を図るため、土地開発公社に対し直轄・都市再生機構等事業の事業予定地及びその代替地を先行取得するための資金に対し低利で貸付けを行う。

### ①貸付対象者

土地開発公社

### ②対象用地

全国の都市計画区域（都市計画施設の区域内については、都市計画区域外でも可）にあって、公有地の拡大の推進に関する法律第6条に規定する土地の買取りの協議に基づき取得する土地（直轄・都市再生機構等事業の事業予定地及びその代替地）

### ③条件

- a. 国の貸付率 設立主体の地方公共団体が土地開発公社に対して、融資対象土地の先行取得に要する資金の1/2を貸し付ける場合に、残り1/2の貸付けを行う。
- b. 利率 0.01%（平成29年4月1日現在）
- c. 償還期間 10年以内（うち据置期間4年以内）
- d. 償還方法 元金均等半年賦償還

### 【特定公共用地等先行取得資金の貸付けスキーム】

